

福井県報

第 2086 号
平成 21 年
11月24日(火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

—— 目 次 ——
(※は、県例規集登載事項)

告 示

- 県国土調査の成果の認証(六七九・農村振興課)……………一
- ※建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等の一部を改正する告示(六八〇・土木管理課)……………一

公 告

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(一一件・商業・サービス業振興課)……………三
- 指定管理者の募集(港湾空港課)……………八
- 指定管理を行わせる施設の区域の変更(同)……………九

告 示

福井県告示第679号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年11月24日

福井県知事 西川 一誠

- 調査を行った者の名称
大野市
- 調査を行った期間
平成20年6月から平成21年7月まで
- 調査を行った地域
大野市大字中丁、下丁、上丁の一部
- 成果の名称
地籍図および地籍簿
- 認証年月日
平成21年11月24日

福井県告示第680号

建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の一部を次のように改正し、平成21年12月1日から施行する。

平成21年11月24日

福井県知事 西川 一誠

2(3)に次のように加える。

カ その他建設工事に関連する調査、分

析等を行う者

3(5)中「測量業者等」の次に「(2(3)カに該当する者を除く。)」を加える。

13を14とし、12の次に次のように加える。

13 電子情報処理組織による手続等

(1) 知事は、4(3)または7の規定により書面で行うものとされている申請または届出を、福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年福井県条例第57号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(2) (1)の規定により行われた申請または届出については、4(3)または7の規定により書面で行われた申請または届出とみなす。

別表第1の2の項中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、同項コ中「様式第12号」の次に「。建設コンサルタント、地質調査または補償コンサルタントに係る資格審査の申請をする場合に限る。」を加え、同項コを同項ケとする。

別表第2測量業務等の項中「土木関係コンサルタント業」を「建設コンサルタント業」に、「補償コンサルタント業」を

「補償コンサルタント業

一般調査業」に改める。

様式第9号を次のように改める。

(業種)

[illegible]

(注) 申請書提出日現在で記入してください。

様式第12号を次のように改める。

コンサルタント等登録部門一覧表

(商号または名称)

登録部門	建設コンサルタント																	補償コンサルタント					地質調査業者登録							
	河川、砂防及び海岸、海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び下水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トネル	施行計画、施設設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	土地調査		土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償
	申請部門																													
技術者の数	技術士																													
	RCCM																													
	その他																													

- (注) 1 申請書提出日現在で記入してください。
- 2 「申請部門」の欄は、登録部門があるものうち登録審査の申請をする部門に「1」を記入してください。
- 3 「技術者の数」の欄は、申請部門について記入してください。
- 4 「技術士」の欄は、建設コンサルタント登録規則表の下欄または地質調査業者登録規則表第3条第1号ハに定める技術管理員資格を持つ者の数を該当する欄に記入してください。
- 5 「その他」の欄は、次に掲げる者の数を該当する欄に記入してください。
- (1) 学校教育法による大学または高等専門学校を卒業した後、建設コンサルタント登録を受けた登録部門に係る業務に関し20年以上実務の経験を有する者その他当該業務に関し30年以上実務の経験を有する者
- (2) 補償コンサルタントの登録を受けた登録部門に係る補償業務に関し7年以上実務の経験を有する者
- (3) 学校教育法による大学または高等専門学校において地質調査業務登録規則表第1項に掲げる学科を修めて卒業した後、地質調査に関し15年以上実務の経験を有する者
- 6 複数の資格を有する者がある場合には、その数を重複して計上してください。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成21年11月24日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地

セリオガーデン米松店

福井市米松二丁目21番18号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては

代表者の氏名

株式会社ユース

代表取締役 田代 正美

福井市文京一丁目16番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名

(変更前)

株式会社ユース

(変更後)

株式会社ユース

代表取締役

田代 正美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名

(変更前)

株式会社ユース

(変更後)

株式会社ユース

代表取締役

田代 正美

4 変更の年月日

平成17年5月9日

5 変更する理由

設置者および小売業者の代表者を変更したため。

6 届出のあった日

平成21年11月10日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・サービス業振興課

(2) 福井市大手三丁目10番1号

福井市商工労働部ワークット戦略室

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4週間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時30分まで 9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課	代表取締役社長 木瀬 禎造 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 4 変更の年月日 平成17年5月9日 5 変更する理由 小売業者の代表者を変更したため。 6 届出のあった日 平成21年11月10日 7 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 (2) 福井市大手三丁目10番1号 福井市商工労働部ワークレット戦略室 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4週間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時30分まで 9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課	平成21年11月24日 福井県知事 西川 一誠 大規模小売店舗の名称および所在地 ユース森田店 福井市八重巻東町6の5番地 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 八重巻興産株式会社 代表取締役 白崎 光男 福井市八重巻東町6の5番地 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 禎造 株式会社ふたばや 代表取締役 佐藤 嘉宏 三沢 宣治 イトウ薬局株式会社 代表取締役 伊藤 実 伊藤 幸男 大崎 幸子 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 株式会社ふたばや 代表取締役 佐藤 嘉宏 三沢 宣治 イトウ薬局株式会社 代表取締役 伊藤 実 伊藤 幸男 大崎 幸子 平成17年5月9日 変更する理由 小売業者の代表者を変更したため。 届出のあった日	平成21年11月10日 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 (2) 福井市大手三丁目10番1号 福井市商工労働部ワークレット戦略室 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4週間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時30分まで 9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるができる。 平成21年11月24日 福井県知事 西川 一誠 大規模小売店舗の名称および所在地 ユース豊岡店 福井市豊岡一丁目1番25 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 有限会社丸岩産業 代表取締役 岩堀 太郎 福井市水越一丁目602番地 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。 平成21年11月24日 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。 平成21年11月24日 福井県知事 西川 一誠 大規模小売店舗の名称および所在地 ユースやしろ店 福井市種池二丁目1001番地 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。 平成21年11月24日 福井県知事 西川 一誠 大規模小売店舗の名称および所在地 ユースやしろ店 福井市種池二丁目1001番地 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 福井市文京一丁目１６番１号 変更した事項 (1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) セリオガーデンやしろ店 (変更後) ユースやしろ店 (2) 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 (4) 変更の年月日 平成１７年５月９日 (5) 変更する理由 店舗名称ならびに設置者および小売業者の代表者を変更したため。 (6) 届出のあった日 平成２１年１１月１０日 (7) 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目１７番１号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 (2) 福井市大手三丁目１０番１号 福井市商工労働部ワークネット戦略室 (8) 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から４週間 (2) 縦覧できる時間帯 午前８時３０分から午後５時３０分ま		で 9 意見書の提出先 福井市大手三丁目１７番１号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第８条第２項の規定により、この公告の日から４月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。 平成２１年１１月２４日 福井県知事 西川 一誠 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ユースこぶし通り店 大野市天神町６番１５号 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 福井市文京一丁目１６番１号 3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名		(変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 4 変更の年月日 平成１７年５月９日 5 変更する理由 設置者および小売業者の代表者を変更したため。 6 届出のあった日 平成２１年１１月１０日 7 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目１７番１号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 (2) 大野市天神町１番１号 大野市産業経済部産業政策課 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から４週間 (2) 縦覧できる時間帯 午前８時３０分から午後５時３０分ま で 9 意見書の提出先 福井市大手三丁目１７番１号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第８条第２項の規定により、この公告の日から４月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べる		に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べる 平成２１年１１月２４日 福井県知事 西川 一誠 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ユース勝山店 勝山市昭和町一丁目１１番地５０号 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 福井市文京一丁目１６番１号 3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) ユースオレンジ勝山店 (変更後) ユース勝山店 (2) 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者および小売業を行う法人の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 福井市文京一丁目１６番１号 有限会社コバナ薬局 代表取締役 小堀 常夫 勝山市昭和町一丁目１１番地５０号 横平 守 勝山市元町三丁目８番３５号 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美
---	--	--	--	---	--	---

福井市文京一丁目16番1号 横平 守 勝山市元町三丁目8番35号		述べることができる。 平成21年11月24日 福井県知事 西川 一誠	
4 変更の年月日 平成17年5月9日	4 変更する理由 店舗名称、設置者および小売業者の代表者ならびに小売業者を変更したため。	1 大規模小売店舗の名称および所在地 ユース金津店 あわらし市大溝三丁目4番14号	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 福井市文京一丁目16番1号
5 変更する理由			
6 届出のあった日 平成21年11月10日	7 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 (2) 勝山市元町一丁目1番1号 勝山市商工観光部商工振興課	3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者および小売業を行う法人の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 福井市文京一丁目16番1号 有限会社シャトー 代表取締役 青柳 哲夫 あわらし市春宮一丁目11番3号 株式会社いがらし 代表取締役 五十嵐 友一 あわらし市春宮一丁目1番44号 ヨシカワ写真館有限公司 代表取締役 吉川 砥 あわらし市春宮一丁目9番35号 有限会社林厚生堂薬局 代表取締役 林 正富 あわらし市春宮一丁目11番3号	
8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時30分まで	9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課		
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを		(変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 福井市文京一丁目16番1号 有限会社シャトー 代表取締役 青柳 哲夫 あわらし市春宮一丁目11番3号 株式会社いがらし 代表取締役 五十嵐 友一 あわらし市春宮一丁目1番44号 ヨシカワ写真館有限公司 代表取締役 吉川 砥 あわらし市春宮一丁目9番35号 有限会社林厚生堂薬局 代表取締役 林 正富 あわらし市春宮一丁目11番3号	
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを		91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。 平成21年11月24日 福井県知事 西川 一誠	
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを		1 大規模小売店舗の名称および所在地 セリオガーデン国高店・ゲンキー国高店 越前市国高一丁目第45号2番地の1 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 福井市文京一丁目16番1号 サンケー株式会社 代表取締役 佐々木 博行 越前市元町一丁目27 3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 サンケー株式会社 代表取締役 佐々木 博行 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 サンケー株式会社 代表取締役 佐々木 博行 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名	

(変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一 平成17年5月9日 変更する理由 設置者および小売業者の代表者を変更したため。 届出のあった日 平成21年11月10日 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 (2) 越前市府中一丁目13番7号 第2庁舎 越前市産業環境部商工政策課 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時30分まで 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定	により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。 平成21年11月24日 福井県知事 西川 一誠 大規模小売店舗の名称および所在地 ユース高瀬店 越前市文京二丁目1番23号 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 福井市文京一丁目16番1号 変更した事項 (1) 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 変更の年月日 平成17年5月9日 変更する理由 設置者および小売業者の代表者を変更したため。 届出のあった日	平成21年11月10日 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 (2) 越前市府中一丁目13番7号 第2庁舎 越前市産業環境部商工政策課 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時30分まで 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。 平成21年11月24日 福井県知事 西川 一誠 大規模小売店舗の名称および所在地 ユース春江店 坂井市春江町西長田第40の46 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 福井市文京一丁目16番1号 変更した事項 (1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) ヴーパート春江店 (変更後) ユース春江店 (2) 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者 (変更前) 有限会社Vパート 代表取締役 朝倉 睦夫 福井市文京一丁目16番1号 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 変更の年月日 平成17年5月9日 変更する理由 店舗名称、設置者の代表者および小売業者を変更したため。 届出のあった日 平成21年11月10日 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課 (2) 坂井市坂井町下新庄第1号1番地 坂井市産業経済部商工課 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間
---	--	---

公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時30分まで 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興課			(変更前) S e r i o G a r d e n 三 国店・三国ハロータウン (変更後) ユース三国店・三国ハロータ ウン (2) 大規模小売店舗を設置する法人の代表 者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 有限会社三ツ星サービス 取締役 三谷 実寿恵 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 有限会社三ツ星サービス 取締役 三谷 実寿恵 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う 法人の代表者の氏名 (変更前) 株式会社ユース 代表取締役社長 木瀬 慎造 有限会社三ツ星サービス 取締役 三谷 実寿恵 (変更後) 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 有限会社三ツ星サービス 取締役 三谷 実寿恵 平成21年11月24日 福井県知事 西川 一誠 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ユース三国店・三国ハロータウン 坂井市三国町滝谷1字東北縄1番1 外 18筆 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名また は名称および住所ならびに法人にあっては 代表者の氏名 株式会社ユース 代表取締役 田代 正美 福井市文京一丁目16番1号 有限会社三ツ星サービス 取締役 三谷 実寿恵 坂井市三国町覚善第2号29番地 3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗の名称			8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時30分ま で 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業・サービス業振興 課 福井県港湾施設管理条例第12条第1項の 規定に基づき、福井港九頭竜川ボートパー クの管理を指定管理者に行わせるため、下記 のとおり指定管理者を募集する。 平成21年11月24日 福井県知事 西川 一誠 1 指定管理者に管理を行わせる施設 (1) 施設名 福井港九頭竜川ボートパーク (2) 所在地 福井県坂井市三国町新保95-1-6 2 指定管理者の業務の範囲 (1) 福井港九頭竜川ボートパークの施設等 の利用の許可、利用の許可の取消し、利 用の制限その他の利用に関する業務 (2) 福井港九頭竜川ボートパークの利用料 金の徴収、利用料金の還付、利用料金の 免除その他の利用料金に関する業務 (3) 福井港九頭竜川ボートパークの維持管 理に関する業務 (4) 福井港九頭竜川ボートパークの利用の 促進に関する業務 (5) 利用に関する情報の提供および施設の 技術的助言に関する業務 (6) その他福井港九頭竜川ボートパークの 管理に関し知事が必要と認める業務			3 指定する期間 平成22年4月1日から平成27年3月 31日までの5年間 4 申請書類の提出 (1) 提出期間 平成22年1月7日(木)から平成2 2年1月15日(金)までの平日の午前 9時から午後5時まで (2) 提出場所 福井市大手3丁目17-1 福井県土木部港湾空港課 (3) 提出部数 正本1部 副本1部 5 その他 (1) 募集要項等の交付 募集要項および仕様書等の交付は、次 のとおり行う。 ア 交付場所 福井県土木部港湾空港課 イ 交付期間 平成21年11月24日(火)から 平成22年1月15日(金)までの平 日の午前9時から午後5時まで 郵送で交付を求める場合は、返信用封 筒を同封の上、交付場所あて送付するこ と。 なお、福井県港湾空港課ホームページ からもダウンロードすることができる。 (2) 関係資料の閲覧 ア 閲覧場所 福井県土木部港湾空港課 イ 閲覧期間 平成21年11月24日(火)から 平成22年1月15日(金)までの平 日の午前9時から午後5時まで (3) 申請の費用 申請に際して必要となる費用は全て応		
--	--	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--

募者の負担とする。

(4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。

(5) 問い合わせ先
〒910-8580
福井市大手3丁目17-1
福井県土木部港湾空港課管理グループ
電話番号0776-20-0488

福井県港湾施設管理条例（昭和37年福井県条例第45号）第12条第5号の規定により指定した福井港の区域のうち港湾施設の管理を指定管理者に行わせる区域を平成22年4月1日から変更するので、下記のとおり公告する。

平成21年11月24日
福井県知事 西川 一誠

1 指定管理を行わせる区域
別図のとおり（別図は省略し、縦覧に供する。）

2 指定管理を行わせる区域の縦覧場所
福井市大手3-17-1
福井県土木部港湾空港課
坂井市三国町黒目32-2-1
福井県福井港湾事務所

平成二十一年十一月二十四日印刷
平成二十一年十一月二十四日発行
印刷人 発行人 〒九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目一七番一号 福井県
〒九一〇―八四三 福井県福井市西開発三丁目七一五 白崎印刷(株)
☎ 六三〇〇